

「医療機器産業連携創出事業」実施業務委託仕様書

本仕様書は、栃木県（以下「甲」という。）が発注する「医療機器産業連携創出事業」実施業務（以下「委託業務」という。）を受託する者（以下「乙」という。）の業務について、必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

展示商談会を開催し、医療機器メーカー等と県内企業とのマッチングを行い、県内企業の医療機器産業への新規参入の促進及び受注拡大を目的とする。

2 委託業務内容

乙は、甲の立場に立ち、以下の項目を履行するとともに、業務内容の進捗管理など業務全体のマネジメントを主体的に遂行すること。

なお、各項目の履行の前には、甲との協議を行い、必要に応じて検討内容を適宜柔軟に見直すこと。

(1) 展示商談会の企画

医療機器メーカー等を対象とした展示商談会の実施内容について企画調整を行う。

ア 開催時期：令和7(2025)年11月頃もしくは令和8(2026)年1～2月頃

イ 日 数：1日

ウ 場 所：首都圏近郊、かつ医療機器メーカー等の集積がある地域

エ 出展企業：栃木県に拠点のあるものづくり企業10社程度

(2) 展示商談会参加者の確保及び出展企業との連携機会の設定

医療機器メーカー等の展示商談会への参加者を確保（10社程度）するとともに、出展企業と参加者との連携機会の設定を行う。（出展企業各社1社以上）

(3) 出展企業への提案手法等の指導

出展企業が医療機器メーカー等に対して効果的な提案を行えるよう、提案技術シーズの検討や提案手法の指導を行う。

ア 開催時期：令和7(2025)年7～9月頃

イ 回 数：各社2回以上

ウ 場 所：現地、オンラインの別を問わない。

(4) 出展企業に向けた展示商談会に関する開催前説明会

開催前説明会において、出展企業に対して展示商談会の実施に関する説明を行う。

ア 開催時期：令和7(2025)年10月頃

イ 場 所：現地、オンラインの別を問わない。

(5) 展示商談会の運営

展示会会場の確保、設営、運営及び撤去を行う。

(6) 展示商談会の実施に向けた物資の準備

出展企業の展示会場や企業の個別ブースにて使用する物資の準備を行う。

1) 企業名パネル（幅900mm×高さ200mm程度）

- 2) 長机（幅 1800mm×奥行き 600mm×高さ 700mm 程度、展示企業 1 社あたり 1 台以上）
- 3) 白布（幅 2300mm×奥行き 1500mm 程度）
- 4) パーテーション（幅 900mm×高さ 2100mm 程度、展示企業 1 社あたり 1 枚以上）
- 5) 展示ブースの電源（出展企業 1 社あたりコンセント 2 口以上）
- 6) 出展企業一覧パンフレットのデータ作成

3 委託契約期間

委託契約締結日から令和 8 (2026) 年 2 月 27 日（金）

4 委託料の支払い

委託料の支払いは、原則として業務完了後の精算払いとする。

5 成果物の提出

乙は、委託業務完了後、本業務の実施内容を「実績報告書」（任意様式）として取りまとめ、甲が別途指定する期日までに甲に提出し、甲の検査を受けること。

6 その他

- （1）乙は本県の条例、規則等を遵守し、真に甲の立場に立ち業務の遂行にあたること。
- （2）仕様書に明示のない事項又は業務上疑義が生じた場合については、甲乙の協議により決定の上、業務を進めるものとする。
- （3）仕様書に記載の業務を実施した際に想定される成果と同等以上の成果が見込まれる場合、甲と乙が協議の上、仕様書の内容を一部変更することができる。
- （4）委託業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。但し、契約業務の一部を委託する場合については、その内容及び委託先について、事前に県の承諾を得ること。
- （5）契約締結後に生じた事由により企画提案書の大幅な変更が必要となったときは、乙は、甲と協議の上、変更後の企画提案書及び見積書を甲に提出するものとする。
- （6）上記（5）に基づく企画提案書及び見積書が提出されたときは、甲は、その内容を審査し、適当と認められるときは変更契約を締結するものとする。
- （7）委託業務を行うに当たって取り扱う個人情報は、栃木県個人情報保護条例（平成 13 年条例第 3 号）に基づいて取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他個人情報の保護に努めるものとする。
- （8）乙は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類などを整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して 5 年間保管するものとする。
- （9）本業務は、会計実施検査の対象であり、検査がある場合は協力すること。